

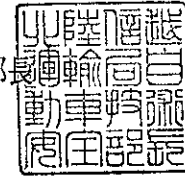
北信交貨第 16 号
北信交監第 47 号
北信技保第 23 号
平成 24 年 4 月 19 日

石川運輸支局長 殿

北陸信越運輸局自動車交通部長



北陸信越運輸局自動車技術安全部長



「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」の一部改正
について

標記について、自動車局安全政策課長、貨物課長、整備課長から別紙（平成
24 年 4 月 16 日付け国自安第 77 号、国自貨第 82 号、国自整第 148 号）のとおり
通達があったので、了知されるとともに、関係者に対し周知願います。



国自安第 77号
国自貨第 82号
国自整第 148号
平成24年4月16日

北陸信越運輸局自動車交通部長 殿

自動車局安全政策課長

自動車局貨物課長

自動車局整備課長

「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」の一部改正について

今般、別添のとおり「貨物自動車運送事業輸送安全規則」（平成2年運輸省令第22号）の一部改正に伴い、「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」（平成15年3月10日付け国自総第510号、国自貨第118号、国自整第211号）の一部を別紙新旧対照表のとおり改正したので、事務処理上、遺漏のないよう取り計らわれたい。

なお、本件については、公益社団法人全日本トラック協会会長、全国貨物自動車運送適正化事業実施機関本部長及び一般社団法人全国霊柩自動車協会会長あて別添のとおり通知したので申し添える。



国自安第 77号
国自貨第 82号
国自整第 148号
平成24年4月16日

北陸信越運輸局自動車技術安全部長 殿

自動車局安全政策課長

自動車局貨物課長

自動車局整備課長

「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」の一部改正について

今般、別添のとおり「貨物自動車運送事業輸送安全規則」（平成2年運輸省令第22号）の一部改正に伴い、「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」（平成15年3月10日付け国自総第510号、国自貨第118号、国自整第211号）の一部を別紙新旧対照表のとおり改正したので、事務処理上、遺漏のないよう取り計らわれたい。

なお、本件については、公益社団法人全日本トラック協会会長、全国貨物自動車運送適正化事業実施機関本部長及び一般社団法人全国霊柩自動車協会会長あて別添のとおり通知したので申し添える。

「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」の一部改正について（新旧対照表）

新	旧
国自総第 510号	国自総第 510号
国自貨第 118号	国自貨第 118号
国自整第 211号	国自整第 211号
平成15年 3月10日	平成15年 3月10日
一部改正	一部改正
国自総第 330号	国自総第 330号
国自貨第 94号	国自貨第 94号
国自整第 96号	国自整第 96号
平成18年10月27日	平成18年10月27日
一部改正	一部改正
国自総第 588号	国自総第 588号
国自貨第 165号	国自貨第 165号
国自整第 180号	国自整第 180号
平成19年 3月30日	平成19年 3月30日
一部改正	一部改正
国自安第 55号	国自安第 55号
国自貨第 73号	国自貨第 73号
国自整第 48号	国自整第 48号
平成21年 9月28日	平成21年 9月28日
一部改正	一部改正
国自安第 119号	国自安第 119号
国自貨第 116号	国自貨第 116号
国自整第 93号	国自整第 93号
平成21年11月20日	平成21年11月20日
一部改正	一部改正
国自安第 9号	国自安第 9号
国自貨第 12号	国自貨第 12号
国自整第 7号	国自整第 7号
平成22年 4月28日	平成22年 4月28日
一部改正	一部改正
国自安第 169号	国自安第 169号
国自貨第 140号	国自貨第 140号
国自整第 144号	国自整第 144号
平成23年 3月31日	平成23年 3月31日
一部改正	一部改正
国自安第 77号	国自安第 77号
国自貨第 82号	国自貨第 82号
国自整第 148号	国自整第 148号
平成24年 4月16日	平成23年 3月31日

各地方運輸局自動車交通部長 殿
 関東・近畿運輸局自動車監査指導部長 殿

各地方運輸局自動車交通部長 殿
 関東・近畿運輸局自動車監査指導部長 殿

自動車局安全政策課長
自動車局貨物課長
自動車局整備課長

貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について

鉄道事業法等の一部を改正する法律（平成14年法律第77号）が平成15年4月1日から施行されることに伴い、貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成2年運輸省令第22号。以下「規則」という。）について見直しが行われたところであるが、これに併せ、過去の通達により周知徹底されてきた各規定の趣旨及び施行に当たっての留意点のうち、現在もその意義を有しているもの並びに今回の見直しにおいて改正された規定のうち重要なものの趣旨及び施行に当たっての留意点について整理の上、下記のとおりとりまとめたので、業務の実施に遺漏なきよう取り計らわれたい。

なお、本通達の制定に伴い、「貨物自動車運送事業輸送安全規則の細部取扱について」（平成2年9月20日付け貨技第88号。以下「旧通達」という。）は、本年3月31日限りで廃止する。

記

第2条の2～第9条の3（略）

第9条の4 運転者台帳

1. 第1項第6号の「事故を引き起こした場合」とは、原則として、当該運転者が当該事故の発生に最も大きな責任を有する場合（いわゆる第1当事者である場合）を指し、明らかにいわゆる第2当事者以下の場合には記載しなくてよい。当該運転者が第1当事者であるかどうか直ちに判断することができない場合は、第1当事者であるかどうか判断を保留する旨を付して記載させること。この場合、後に自動車保険の支払査定、示談又は裁判等の結果により第1当事者であるかどうかの判断をすることができるときに、その旨を記載するとともに、その判断の根拠とした資料の写しを添付させること。

自動車交通安全政策課長
自動車交通事務局貨物課長
自動車交通技術安全部整備課長

貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について

鉄道事業法等の一部を改正する法律（平成14年法律第77号）が平成15年4月1日から施行されることに伴い、貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成2年運輸省令第22号。以下「規則」という。）について見直しが行われたところであるが、これに併せ、過去の通達により周知徹底されてきた各規定の趣旨及び施行に当たっての留意点のうち、現在もその意義を有しているもの並びに今回の見直しにおいて改正された規定のうち重要なものの趣旨及び施行に当たっての留意点について整理の上、下記のとおりとりまとめたので、業務の実施に遺漏なきよう取り計らわれたい。

なお、本通達の制定に伴い、「貨物自動車運送事業輸送安全規則の細部取扱について」（平成2年9月20日付け貨技第88号。以下「旧通達」という。）は、本年3月31日限りで廃止する。

記

第2条の2～第9条の3（略）

第9条の4 運転者台帳

1. 第1項第6号の「事故を引き起こした場合」とは、原則として、当該運転者が当該事故の発生に最も大きな責任を有する場合（いわゆる第1当事者である場合）を指し、明らかにいわゆる第2当事者以下の場合には記載しなくてよい。当該運転者が第1当事者であるかどうか直ちに判断することができない場合は、第1当事者であるかどうか判断を保留する旨を付して記載させること。この場合、後に自動車保険の支払査定、示談又は裁判等の結果により第1当事者であるかどうかの判断をすることができるときに、その旨を記載するとともに、その判断の根拠とした資料の写しを添付させること。

また、本通達第10条4.の「国土交通省自動車交通安全政策課が把握した事業用自動車の運転者による事故に関する情報」により規則第10条第2項第1号に該当することが明らかとなった運転者については、その事由となった事故について記載させること

と。
2. ～4. (略)

第10条 従業員に対する指導及び監督

1. 第1項及び第2項に基づく乗務員に対する指導及び監督は、「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」(平成13年国土交通省告示第1366号。以下「指導監督指針」という。)により実施するよう指導すること。

また、第7項に基づく従業員に対する指導監督は、「貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第7項の規定に基づき貨物自動車運送事業者が従業員に対して指導及び監督を行うために講じるべき措置」(平成18年国土交通省告示第1092号)及び安全マネジメント等実施通達により実施するよう指導すること。

2. ～3. (略)

4. 第2項第1号の「事故を引き起こした者」の解釈については、上記第9条の4の解釈1. を準用する。

また、国土交通省自動車交通局安全政策課が把握した事業用自動車の運転者による事故に関する情報に基づいて、第2項第1号に該当することが明らかとなった運転者に対しては、同号の運転者のための適性診断として国土交通大臣が認定したものを受診させること。

5. (略)

6. 運転者として新たに雇い入れた者が第2項第1号の「事故を引き起こした者」に該当する場合には、同号の運転者のための適性診断として国土交通大臣が認定したものを受診させたことをもって、同項第2号の運転者のための適性診断として国土交通大臣が認定したものを受診させない。

7. 運転者として新たに雇い入れた者が65才以上である場合には、第2項第3号の運転者のための適性診断として国土交通大臣が認定したものを受診させたことをもって、同項第2号の運転者のための適性診断として国土交通大臣が認定したものとみなして差し支えない。

8. 運転者として新たに雇い入れた者が第2項第1号の「事故を引き起こした者」に該当し、かつ、65才以上である場合には、同号の運転者のための適性診断として国土交通大臣が認定したものを受診させたことをもって、同項第2号及び第3号の運転者のための適性診断として国土交通大臣が認定したものとみなして差し支えない。

9. ～10. (略)

第11条～第18条 (略)

第19条

1. ～5. (略)

2. ～4. (略)

第10条 従業員に対する指導及び監督

1. 第1項及び第2項に基づく乗務員に対する指導及び監督は、「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」(平成13年国土交通省告示第1366号。以下「指導監督指針」という。)により実施するよう指導すること。

また、第4項に基づく従業員に対する指導監督は、「貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第4項の規定に基づき貨物自動車運送事業者が従業員に対して指導及び監督を行うために講じるべき措置」(平成18年国土交通省告示第1092号)及び安全マネジメント等実施通達により実施するよう指導すること。

2. ～3. (略)

4. 第2項第1号の「事故を引き起こした者」の解釈については、上記第9条の4の解釈1. を準用する。

5. (略)

6. 運転者として新たに雇い入れた者が第2項第1号の「事故を引き起こした者」に該当する場合には、特定診断Ⅰ又は特定診断Ⅱを受診させたことをもって、初任診断を受診させたものとみなして差し支えない。

7. 運転者として新たに雇い入れた者が65才以上である場合には、適性診断を受診させたことをもって、初任診断を受診させたものとみなして差し支えない。

8. 運転者として新たに雇い入れた者が第2項第1号の「事故を引き起こした者」に該当し、かつ、65才以上である場合には、特定診断Ⅰ又は特定診断Ⅱを受診させたことをもって、初任診断及び適性診断を受診させたものとみなして差し支えない。

9. ～10. (略)

第11条～第18条 (略)

第19条

1. ～5. (略)

6. 運行管理者選任(解任)届出を受けた際には、速やかに届出内容を運送事業者監査総合情報システムに入力すること。

第20条・第21条（略）

第23条 運行管理者の講習

1. 講習は、「貨物自動車運送事業輸送安全規則第18条第3項、第23条第1項、第24条第1項及び第31条第2項の運行の管理に関する講習の種類等を定める告示」（平成24年国土交通省告示第455号。以下「講習告示」という。）に従い、選任届出をした日若しくは事故又は行政処分を受けた日において、当該年度に予定されていた講習が全て終了している場合等やむを得ない理由がある場合を除き、講習告示に規定する時期までに受講させるよう指導すること。

2. 新たに選任した運行管理者とは、当該事業者において初めて選任された者のことをい、当該事業者において過去に運行管理者として選任されていた者や他の営業所で選任されていた者は、新たに選任した運行管理者に該当しない。ただし他の事業者において運行管理者として選任されていた者であっても当該事業者において運行管理者として選任されたことがなければ新たに選任した運行管理者とする。

3. 特別講習の受講対象者については、以下に定めるところにより把握をし、講習告示に定めるところにより、受講対象者を指定し、速やかに講習の通知を行うこと。

また、特別講習の対象となった運行管理者又は統括運行管理者が当該事業者の当該営業所以外の営業所の運行管理者又は統括運行管理者に選任された場合であっても、講習の通知を行うこと。

① 死者又は重傷者を生じた事故を惹起した営業所については、事故報告規則に基づく当該事故の報告の際に、同規則別記様式の運行管理者の欄に当該運転者の点呼又は指導監督を行った運行管理者など同様式の（注）（25）による運行管理者及び（注）（26）による統括運行管理者（選任されている場合に限る。）の氏名を当該事業者に記載させ、特別講習の対象となる運行管理者を把握し、その旨を記録し、保存すること。

なお、道路交通法第108条の34の規定に基づいて死者又は重傷者を生じた事故で事業用自動車の運転者が第1当事者となったものとして通知があった事故のうち死者又は重傷者を生じたものについては、当該事故の報告を確実に実行させるよう指導すること。

② 法の規定のうち輸送の安全確保に係るものに違反をして行政処分を受ける営業所については、当該行政処分に先立つ監査において判明した、規則第20条各号の規定に対する違反について、相当の責任を有していると認められる当該営業所の運行管理者及び統括運行管理者（選任されている場合に限る。）を指定し、行政処分の命令書を

第20条・第21条（略）

第23条 運行管理者の研修

1. 運輸支局長等が行う研修については、4. の場合を除き、第2項に基づいて運行管理を行うために必要な法令及び業務等に関する基礎的な知識の修得を目的とする者を対象とした講習として国土交通大臣が認定した講習（以下「基礎講習」という。）又は既に運行管理者として選任されている者又は運行管理者の補助者として運行管理業務を行っている者を対象とした講習として認定した講習（以下「一般講習」という。）を選任している運行管理者に漏れることなく、2年毎に1回受講させること。

2. 初めて選任届出された運行管理者については、選任届出を受け付けた年度に研修の通知を行うこと。

なお、選任届出を受け付けた時点において、当該年度に予定されている基礎講習又は一般講習（以下「一般講習等」という。）がすべて終了している場合には、翌年度に研修の通知を行うこと。

また、当該運行管理者のうち、基礎講習を受講していない者に対しては、当該講習を受講するよう、併せて事業者を指導すること。

3. 死者又は重傷者を生じた事故（事故報告規則第2条第3号に掲げる事故をいう。）を惹起した営業所の運行管理者又は法の規定のうち輸送の安全確保に係るものに違反をして行政処分を受けた営業所の運行管理者については、1. にかかわらず、その事由が発生した年度及び翌年度に一般講習等に係る研修の通知を行うとともに、当該事故の発生及び当該行政処分については、その事由を有しているとして認められる運行管理者及び統括運行管理者については、その事由が発生した年度に第2項に基づいて当該事故又は当該行政処分について相当の責任を有する運行管理者を対象とした講習として国土交通大臣が認定した講習（以下「特別講習」という。）に係る研修の通知を併せて行うこと。

なお、当該事由の発生を確認した時点において、当該年度に予定されている一般講習等又は特別講習が全て終了している場合には、一般講習等については、翌年度及び翌々年度に、特別講習については、翌年度に研修の通知を行うこと。

また、特別講習の対象となった運行管理者又は統括運行管理者が当該事業者の当該営業所以外の営業所の運行管理者又は統括運行管理者に選任された場合であっても、研修の通知を行うこと。

交付する際に受講の指示を確実に行うとともに、その旨を記録し、保存すること。

4. 特別講習の趣旨は、死者又は重傷者を生じた事故を惹起した営業所の運行管理者又は法の規定のうち輸送の安全確保に係るものに違反をして行政処分を受けた営業所の運行管理者のうち当該事故又は当該行政処分について最も責任がある運行管理者を特定し、当該運行管理者に制裁を課すことではなく、当該営業所の統括運行管理者及び当該事故又は当該行政処分について相当の責任を有していると認められる運行管理者に当該営業所の運行管理者を代表して講習を受けさせ、当該営業所における運行管理の水準の向上を図り、一層の安全を確保することにあるから、事業者に対し、その旨を徹底すること。

特別講習に係る研修の対象者については、次のとおりとする。

(1) 死者又は重傷者を生じた事故を惹起した営業所については、事故報告規則に基づく当該事故の報告の際に、同規則別記様式の運行管理者の欄に当該運転者の点呼又は指導監督を行った運行管理者など同様式の(注)(25)による運行管理者及び(注)(26)による統括運行管理者(選任されている場合に限る。)の氏名を当該事業者に記載させ、当該運行管理者について通知を行うこと。

なお、道路交通法第108条の34の規定に基づいて死者又は重傷者を生じた事故で事業用自動車の運転者が第1当事者となったものとして通知があった事故及び本通達第10条4.の「国土交通省自動車交通局安全政策課が把握した事業用自動車の運転者による事故に関する情報」のうち死者又は重傷者を生じたものについては、当該事故の報告を確実に行わせ、特別講習の対象となる運行管理者及び統括運行管理者を把握し、通知を行うこと。

(2) 法の規定のうち輸送の安全確保に係るものに違反をして行政処分を受けた営業所については、当該行政処分に先立つ監査において、規則第20条各号の規定に対する違反が判明した運行管理者及び統括運行管理者に対して通知を行うこと。

5. 研修の通知を行う場合には、別添の「通知文の例」を参考とされたい。

第24条 運行管理者の資格要件

1. 第1項の「実務の経験」とは、運行管理者等として実際に運行管理に携わっていた経験(平成19年3月31日以前に実際に運行管理に携わっていた経験を含む。)をいう。
2. 第1項の「講習」については、昭和48年以前に行われていた陸運局長等の教習及び研修についても、修了証等の受講の証明があるものは認めて差し支えない。

4. 特別講習の趣旨は、死者又は重傷者を生じた事故を惹起した営業所の運行管理者又は法の規定のうち輸送の安全確保に係るものに違反をして行政処分を受けた営業所の運行管理者のうち当該事故又は当該行政処分について最も責任がある運行管理者を特定し、当該運行管理者に制裁を課すことではなく、当該営業所の統括運行管理者及び当該事故又は当該行政処分について相当の責任を有していると認められる運行管理者に当該営業所の運行管理者を代表して講習を受けさせ、当該営業所における運行管理の水準の向上を図り、一層の安全を確保することにあるから、事業者に対し、その旨を徹底すること。

特別講習に係る研修の対象者については、次のとおりとする。

(1) 死者又は重傷者を生じた事故を惹起した営業所については、事故報告規則に基づく当該事故の報告の際に、同規則別記様式の運行管理者の欄に当該運転者の点呼又は指導監督を行った運行管理者など同様式の(注)(25)による運行管理者及び(注)(26)による統括運行管理者(選任されている場合に限る。)の氏名を当該事業者に記載させ、当該運行管理者について通知を行うこと。

なお、道路交通法第108条の34の規定に基づいて死者又は重傷者を生じた事故で事業用自動車の運転者が第1当事者となったものとして通知があった事故及び本通達第10条4.の「国土交通省自動車交通局安全政策課が把握した事業用自動車の運転者による事故に関する情報」のうち死者又は重傷者を生じたものについては、当該事故の報告を確実に行わせ、特別講習の対象となる運行管理者及び統括運行管理者を把握し、通知を行うこと。

(2) 法の規定のうち輸送の安全確保に係るものに違反をして行政処分を受けた営業所については、当該行政処分に先立つ監査において、規則第20条各号の規定に対する違反が判明した運行管理者及び統括運行管理者に対して通知を行うこと。

5. 特別講習の通知を行う場合には、別添の「通知文の例」を参考とされたい。また特別講習の受講対象者だけでなく、当該営業所に所属する運行管理者に対して、二年度毎に受講させる基礎講習又は一般講習について、二年度連続で受講させなければならないことについてもあわせて周知されたい。

6. 運行管理者の講習の受講履歴については、保安担当が、監査担当と連携をとって講習実施機関に対し、定期的に講習実績の報告を求めると講習の受講状況の把握に努めること。

第24条 運行管理者の資格要件

1. 第1項第1号及び第2号の「実務の経験」とは、運行管理者等として実際に運行管理に携わっていた経験(平成19年3月31日以前に実際に運行管理に携わっていた経験を含む。)をいう。
2. 第1項第1号の「講習」については、昭和48年以前に行われていた陸運局長等の教習及び研修についても、修了証等の受講の証明があるものは認めて差し支えない。

3. 第1項の「講習」のうち少なくとも1回は基礎講習を受講すること。
 4. 第1項の「講習」の受講回数については、同号に基づいて国土交通大臣が認定した基礎講習又は一般講習を同一年度に受講した場合1回とする。

第25条

1. ～4. (略)
 5. 第2項に規定する「前条第1項に該当することを証する書類」は原則として次に掲げるものとする。
 (1) (略)
 (2) 「運行管理者等指導講習手帳」の写し等規則第24条第1項に基づいて国土交通大臣が認定した講習を実施する機関が当該講習の受講を証明した書面

(削除)

第26条～31条 (略)

附則(略)

附則(平成24年4月16日付け国自安第77号、国自貨第82号、国自整第148号)改正後の通達は、平成24年4月16日から施行する。

(削除)

(通知文の例)

平成〇〇年〇月〇日

貨物自動車運送事業者 あて

国土交通省〇〇運輸局〇〇運輸支局長

運行管理者特別講習の実施について

貨物自動車運送事業輸送安全規則第23条第1項の規定に基づき、下記に掲げる運行管理者について、下記の要領に従って特別講習を必ず受講させる必要がありますので、次のとおり通知します。

3. 第1項第1号の「講習」のうち少なくとも1回は基礎講習を受講すること。
 4. 第1項第1号の「講習」の受講回数については、同号に基づいて国土交通大臣が認定した基礎講習又は一般講習を同一年度に受講した場合1回とする。

第25条

1. ～4. (略)
 5. 第2項に規定する「前条各号の一に該当することを証する書類」は原則として次に掲げるものとする。
 (1) (略)
 (2) 独立行政法人自動車事故対策機構が交付している「運行管理者等指導講習手帳」の写し等第24条第1項第1号に基づいて国土交通大臣が認定した講習を実施する機関が当該講習の受講を証明した書面
 (3) 独立行政法人自動車事故対策機構が交付している運行管理者等指導講習等の「専任講師委嘱書」の写し等、規則第24条第1項第2号に基づいて国土交通大臣が告示で定める職務に従事したことを当該職務に係る機関が証明した書面

第26条～第31条 (略)

附則(略)

別添

(通知文の例1) (略)

(通知文の例2)

平成〇〇年〇月〇日

貨物自動車運送事業者 あて

国土交通省〇〇運輸局〇〇運輸支局長

平成〇〇年度 運行管理者特別講習の実施について

平成〇〇年度に独立行政法人自動車事故対策機構〇〇支所が実施する特別講習(国土交通大臣が認定する講習。)については、貨物自動車運送事業輸送安全規則第23条第2項の規定に基づき、〇〇運輸支局長が行う研修に代えることとしたので通知します。

このため、同規則第23条第1項の規定に基づき、下記の各号に掲げる運行管理者について、それぞれ各号の要領に従って特別講習を必ず受講させるよう通知します。

記

死者又は重傷者を生じた事故（自動車事故報告規則第2条第3号に掲げる事故。以下「事故」をいう。）を惹起した営業所又は貨物自動車運送事業法の規定のうち輸送の安全確保に係るものに対する違反（以下「輸送の安全確保違反」という。）による行政処分を受けた営業所の運行管理者であって相当の責任を有する者

統括運行管理者 殿
運行管理者 殿

平成〇〇年〇月〇日に事故を惹起した営業所又は輸送の安全確保違反をして行政処分を受けた営業所の統括運行管理者及び当該事故又は処分について相当の責任を有している運行管理者においては、本通知より1年以内においてできる限り速やかに特別講習を受講させて下さい。

なお、本通知より1年以内に予定されている特別講習が全て終了している場合等には、1年6月以内においては、できる限り速やかに特別講習を受講させて下さい。

講習実施機関については、国土交通省ホームページ（参照URL：<http://www.mlit.go.jp/0000>）に連絡先などを公開しておりますので、開催日等につきましては、講習実施機関にお問い合わせ下さい。

また、事故を惹起した営業所又は輸送の安全確保違反をして行政処分を受けた営業所に所属する運行管理者（特別講習の対象となった運行管理者も含む）は、通常2年度毎に1度の基礎講習又は一般講習の受講について2年度連続で受講させなければなりませんので、今年度及び来年度（今年度）にすでに基礎講習又は一般講習を受講済みである者については、来年度）に必ず基礎講習又は一般講習を受講させて下さい。

記

1. 死者又は重傷者を生じた事故（自動車事故報告規則第2条第3号に掲げる事故。以下「事故」をいう。）を惹起した営業所又は道路運送法の規定のうち輸送の安全確保に係るものに対する違反（以下「輸送の安全確保違反」という。）による行政処分を受けた営業所の運行管理者

統括運行管理者 殿
運行管理者 殿

平成〇〇年度中に事故を惹起した営業所又は輸送の安全確保違反をして行政処分を受けた営業所の運行管理者又は統括運行管理者に対しては、本年度に特別講習を受講させて下さい。

なお、当該事由の発生した時点において、本年度に予定されている特別講習が全て終了している場合等には、翌年度に特別講習を受講させて下さい。

別 添

国自安第 77号の2

国自貨第 82号の2

国自整第148号の2

平成24年4月16日

公益社団法人全日本トラック協会会長 殿

全国貨物自動車運送適正化事業実施機関本部長 殿

一般社団法人全国霊柩自動車協会会長 殿

国 土 交 通 省

自動車局安全政策課長

自動車局貨物課長

自動車局整備課長

「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」の一部改正について

標記について、今般、別添のとおり各地方運輸局自動車交通部長、関東・近畿運輸局自動車監査指導部長、各地方運輸局自動車技術安全部長及び沖縄総合事務局運輸部長あて通達したので、貴協会においてもその趣旨を了知されるとともに、傘下会員に対し周知されたい。



国自安第 77号の2

国自貨第 82号の2

国自整第148号の2

平成24年4月16日

公益社団法人全日本トラック協会会長 殿

国土交通省

自動車局安全政策課長



自動車局貨物課長



自動車局整備課長



「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」の一部改正について

標記について、今般、別添のとおり各地方運輸局自動車交通部長、関東・近畿運輸局自動車監査指導部長、各地方運輸局自動車技術安全部長及び沖縄総合事務局運輸部長あて通達したので、貴協会においてもその趣旨を了知されるとともに、傘下会員に対し周知されたい。



国自安第 77号の2
国自貨第 82号の2
国自整第148号の2
平成24年4月16日

全国貨物自動車運送適正化事業実施機関本部長 殿

国土交通省

自動車局安全政策課長



自動車局貨物課長



自動車局整備課長



「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」の一部改正について

標記について、今般、別添のとおり各地方運輸局自動車交通部長、関東・近畿運輸局自動車監査指導部長、各地方運輸局自動車技術安全部長及び沖縄総合事務局運輸部長あて通達したので、貴連合会においてもその趣旨を了知されるとともに、傘下会員に対し周知されたい。



国自安第 77号の2
国自貨第 82号の2
国自整第148号の2
平成24年4月16日

一般社団法人全国霊柩自動車協会会長 殿

国 土 交 通 省

自動車局安全政策課長



自動車局貨物課長



自動車局整備課長



「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」の一部改正について

標記について、今般、別添のとおり各地方運輸局自動車交通部長、関東・近畿運輸局自動車監査指導部長、各地方運輸局自動車技術安全部長及び沖縄総合事務局運輸部長あて通達したので、貴協会においてもその趣旨を了知されるとともに、傘下会員に対し周知されたい。